

1. 防犯への意識づけ活動

(1) 防犯交通安全課の防犯街頭キャンペーンにて、自転車ツーロック施錠（ワイヤーロック）や自転車灯（ライト）点灯周知チラシの配布

■ 10/30・10/31（2日間）

藤沢・辻堂・湘南台3駅×2日（各地区＝ワイヤーロック・チラシ500セット）

合計3000セット配布



4. 報告事項(4) 防犯交通安全課

(2) 自転車盗難対策として広報ふじさわ掲載

- ・ ツーロック施錠(ダブルロック)について12/10号

3 2014年(平成26年)12月10日 広報ふじさわ 第1549号
 藤沢市役所の連絡先 ☎0466(25)1111(代)、0466(25)1114(休日・夜間)、0466(24)5928

防犯交通安全課
 ☎内線2531

年末年始に向けた一層の防犯対策を!

年末年始は、引つたりや空き巣などが増加傾向にあります。身の回りの防犯対策を見直し、被害にあわないようにしましょう。

◎**ひつたり対策**
 ひつたりは、バイクや自転車の後方から近づき、追い越し際に荷物を奪います。かばんは車道側に持たない、自転車のかごに防犯ネットをかける、大通りの少ない場所は避けるなど工夫をしましょう。

◎**空き巣対策**
 外出する際は、玄関・全ての窓に鍵をかけましょう。長期外出の場合は、新聞配達をよめる、夜に明かりがつくようにするなど工夫をしましょう。

◎**振り込め詐欺対策**
 公的機関の職員を装った通付金詐欺や身に覚えのない請求をする架空請求、親族になりすますオレオレ詐欺など、詐欺の手法が多様化しています。不審な電話が掛かってきた際には、慌ててお金を振り込んだり、カードを渡したりせずに、まずは家族や警察に相談しましょう。

無事故で年末 笑顔で新年

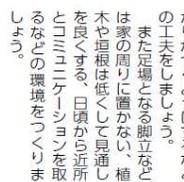
12月は交通事故が多発する時期です。交通ルールを守って、交通マナーの向上に取り組みしましょう。

◎**飲酒運転の根絶**
 「おれいらいなら、少しの距離だから」という安易な気持ちで、一生かかっても償えない悲惨な事故を引き起こします。飲酒運転は絶対にやめましょう。

◎**飲酒を伴った会合などには自動車や自転車を運転して行くのをやめましょう**
 ◎**車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう**

◎**自転車に乘るときは、子どもだけでなく大人特に高齢者も積極的にヘルメットを着用しましょう**
 ◎**家族とともに身近な交通安全検閲所をチェックし、安全な通行方法などについて話し合いましょう**

◎**高齢者や自転車の利用者は、講習会などに積極的に参加し、交通ルールと交通マナーを守りましょう**
 ◎**全座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底**
 ◎**自動車の乗るときは、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の一斉を掛け合いましょう**
 ◎**後部座席のシートベルトやチャイルドシートの必要性について理解し、正しい着用を徹底しまししょう**



年末の交通事故防止運動
 12月11日(木)～20日(土)

いっしょにしまししょう
 歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止
 ◎**夜間の外出には、明るいつばや夜光反射材を身に付けましよう**
 ◎**自転車に乘るときは、子どもだけでなく大人特に高齢者も積極的にヘルメットを着用しましょう**
 ◎**家族とともに身近な交通安全検閲所をチェックし、安全な通行方法などについて話し合いましょう**

◎**高齢者や自転車の利用者は、講習会などに積極的に参加し、交通ルールと交通マナーを守りましょう**
 ◎**全座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底**
 ◎**自動車の乗るときは、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の一斉を掛け合いましょう**
 ◎**後部座席のシートベルトやチャイルドシートの必要性について理解し、正しい着用を徹底しまししょう**

- ・ 防犯登録について10/10号

◆自転車の防犯登録をしまししょう

自転車の利用者は防犯登録をすることが法律で義務付けられています。本市では1～6月に319台の自転車が盗難被害にあっていますが、防犯登録をしている場合、所有者の元に戻る可能性が高くなります。神奈川県防犯登録の期限は7年です。※登録方法など詳細は、神奈川県自転車防犯協会のホームページをご覧ください。☎防犯交通安全課 ☎内線2534。

〈 四季の運動 市内全域 自治会分区配布 〉

【回覧】 平成26年度 年末の交通事故防止運動 **資料2**

【実施期間】

12月11日(木)から20日(土)までの10日間

【スローガン】

「無事故で年末 笑顔で新年」

【重点】

1. 飲酒運転の根絶

- ①「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちで、一生かかっても償えない悲惨な事故を引き起こしますので、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- ②飲酒を伴う会合等には自動車を運転したり、自転車に乗っていくのをやめましょう。
- ③車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。

☆飲酒運転等に対する罰則

態様	懲役	罰金
酒酔い運転	5年以下	100万円以下
酒気帯び運転	3年以下	50万円以下
呼吸検査拒否	3月以下	50万円以下

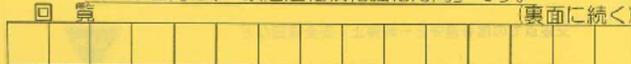


☆飲酒運転幫助行為に対する罰則

態様	懲役	罰金
車向提供(酒酔い)	5年以下	100万円以下
〃 (酒気帯び)	3年以下	50万円以下
酒類提供(酒酔い)	3年以下	50万円以下
〃 (酒気帯び)	2年以下	30万円以下
同乗(酒酔い)	3年以下	50万円以下
〃 (酒気帯び)	2年以下	30万円以下

※たとえ自分が飲酒運転をしていなくても、飲酒運転をすることを知りながら、その者に車を貸したり、お酒を提供したり、同乗してはいけません。

※ 12月は、「飲酒運転根絶強化月間」です。



※年末の交通事故防止運動の詳しい取り組みにつきましては、藤沢市のHPで観覧できます。
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bouhan/index.shtml>

交通安全課 交通安全課

2. 歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止

- ①夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「夜光反射材」を身につけましょう。
- ②自転車の夜間走行時は、前照灯を点灯し、夜光反射材を効果的に活用しましょう。
- ③家族とともに、身近な交通危険箇所をチェックし、安全な通行方法等について話し合いましょう。
- ④高齢者や自転車の利用者は、参加体験型の講習会などに積極的に参加し、交通ルールと正しい交通マナーを守り、交通安全意識の向上を図りましょう。



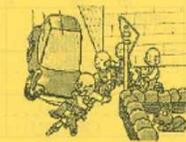
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ①自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート専用の「ひとこえ」を掛けあひましょう。
- ②後部座席のシートベルトやチャイルドシートの必要性について正しく理解し、正しい着用を徹底しましょう。



自転車安全利用五則

- 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2. 車道は左側を通行
- 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4. 安全ルールを守る
 夜間はライトを点灯 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認など
- 5. 子どもはヘルメットを着用



止まれ

藤沢市交通安全対策協議会

3. 地域でのスケアードストレイト実施

〈辻堂地区交対協主催〉
同会場にて防犯交通安全課の
交通安全教室の開催

4. その他

(1) 藤沢市交通安全対策協議会活動

- ① 年間運動
- ② 強化月間
- ③ 四季の運動
- ④ 交通安全教室・研修
- ⑤ その他の活動

2015年(平成27年) 2/10 No.1553

藤沢市コールセンター ☎0466(28)1000

午前8時～午後9時 (年中無休)

発行日 毎月10日・25日

〒251-8603 藤沢市町1-2-1

電話0466(25)1111

(休日・無休) 0466(25)1116

http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp

1月1日現在の推計人口420,349人(男208,350人、女211,999人) 世帯数181,038世帯

自転車の交通ルール・マナー 守れていますか?

本市では、2014年に381件の自転車事故が発生しています。道路交通法では自転車は軽車両と規定されており、事故の加害者となった場合、民事での賠償責任ばかりでなく刑事責任を問われることもあります。いま一度自転車の交通ルールと運転マナーについて見直しましょう。

問い合わせ 防犯交通安全課内線2534

自転車を安全に乗るための五原則

- ① 自転車は車道が原則
歩道を通行できる例外
☆道路標識・標示で指定された場合
☆13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転する場合
☆体が不自由な方が運転する場合
☆車道または交通の状況から見て、やむを得ないと認められる場合
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行く
- ④ 安全ルールを守る
☆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
☆夜間のライト点灯、自転車側面への反射材の取り付け
☆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
☆携帯電話・イヤホンなどの使用の禁止、傘差し運転の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

「歩道通行可」の標識 「車道通行可」の標識

「ルールを守らないと」
(損害賠償請求事例)
自転車を運転していたAさん(男性)が、幹線道路で信号無視をし、横断歩道を歩行中の女性と衝突。女性は意識不明の重体となり、数日後、死亡した。
Aさんの賠償金額 5438万円
Aさんの刑罰 禁錮1年10カ月

自転車事故を防ぐために

市では、自転車の正しい乗り方を指導する「交通安全教室」や運転マナーの向上を呼びかける「自転車マナーアップ運動」などを実施し、交通事故の防止に取り組んでいます。市民の皆さんも身近なところから交通安全について考えてみませんか。
※詳細は市のホームページの防犯交通安全課のページをご覧ください

主な内容

- 食べよう、休めよう 旬の湘南はまぐり…2面
- あなたの子育て応援します!…6・7面
- こんにちは湘南広域ニュースです…8面

公民館…2～4面、スポーツ…4・5面、カルチャー…7面、くらしの情報ガイド…9～11面

新年度予算の執行を伴う事業などについては、市議会における予算の議決を前提としています

この広報紙は再生紙を使用しています

自転車マナーアップ運動キャンペーン (毎月5日・22日)

